

5つの特色

- ① 労働時間外の災害にも幅広く対応します。
- ② 簡単な手続きで見舞金・祝金をお支払いします。
- ③ 診査がなく告知のみでご加入できます。
- ④ 加入コースが充実しており月額掛金800円きざみで保障の増額ができます。
- ⑤ 剰余金が生じた場合は契約者配当金としてお返しします。

障害給付額表

【別表】

等級	身体障害	障害給付金				
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円
第2級	9. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたは第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	140 万円	210 万円	280 万円	350 万円	420 万円
第3級	13. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17. 10足指を失ったもの 18. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円	300 万円
第4級	19. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27. 10足指の用を全く永久に失ったもの 28. 1足の5足指を失ったもの	60 万円	90 万円	120 万円	150 万円	180 万円
第5級	29. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	30 万円	45 万円	60 万円	75 万円	90 万円
第6級	38. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	20 万円	30 万円	40 万円	50 万円	60 万円

この制度のすべての給付は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われます。

※当制度の内容は、加入者の年齢構成等の変化、および社会情勢、経済情勢等の変化により変更されることがあります。
※当制度は横手商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(災害保障特約付)と当会議所独自の見舞金・祝金制度を会員の皆様にご利用いただくものです。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

*生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

(お問合せ先)

横手商工会議所

横手市大町7-18

TEL (32)-1170(代表)

FAX (33)-5642

URL <http://www.yokotecci.or.jp>

E-mail ycci@yokotecci.or.jp

(引受保険会社)



アクサ生命保険株式会社

本社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
TEL 03-6737-7777(代表)

URL <http://www.axa.co.jp/life/>

(取扱店)

アクサ生命保険株式会社 横手営業所

〒013-0021 横手市大町7-18横手商工会議所4F TEL (33)-0702

AXA-0811-0444/802

割安な掛金で内容充実

横手商工会議所

生命共済制度

(災害保障特約付福祉団体定期保険+見舞金・祝金制度)



【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実にも使用することがあります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



企業を育て地域を伸ばす

横手商工会議所

会社の福利厚生のために 労災保険の上乗せのために 従業員さんはもちろんパートさん・バイトさんにも 「生命共済制度」をおすすめします。

★ 保障の範囲と月額掛金

横手商工会議所
制度だけの特典
共済

コース/月額掛金		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
保障の範囲		1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
病気に よる	死亡・高度障害保険金	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円
不慮の 事故に よる	災害死亡・高度障害保険金 〔災害保険金+死亡・高度障害保険金〕	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円
	障害給付金 (別表：第2級～第6級)	140万円～ 20万円	210万円～ 30万円	280万円～ 40万円	350万円～ 50万円	420万円～ 60万円
	入院給付金 (5日以上120日限度)	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円	1日につき 9,000円
※ 事故通院見舞金 通院実日数5日以上(ただし年1回まで)	一律 8,000円	一律 12,000円	一律 16,000円	一律 20,000円	一律 24,000円	
※ 一般疾病入院見舞金 10日以上(ただし年1回まで)	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円	一律 30,000円	
※ 結婚祝金	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円	
※ 出産祝金(含配偶者)	5,000円	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円	

〈請求期限は事由発生日より1年以内となっております。〉

- 見舞金・不慮の事故により、5日以上通院加療された場合に該当します。
・病気により、10日以上継続入院加療された場合に該当します。
- 祝金・共済制度加入者の結婚・出産をお祝いする制度です。
・共済制度加入期間が1年以上ある方に限ります。
・支払事由発生日から1年以内に増額されている場合は、増額前のコース内容にてお支払いいたします。
上記の保険金・給付金を受けとられた場合は見舞金の請求はできません。

- (注) 1. 掛金は年齢に関係なく一律です。
2. 上記掛金には制度運営費が含まれています。
3. 上記でいう高度障害とは加入日(効力発生日)以後の傷害または疾病により障害給付額表の第1級1項～8項の状態に該当された場合をいいます。
4. 災害保険金、障害・入院給付金は保険期間中に発生した不慮の事故発生日より180日以内に当該状態になったときに支払われます。
ただし、入院給付金は日本国内における診療所または病院およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院されたときに限り支払われます。
5. 災害死亡保険金のお支払いには所定の感染症による死亡の場合が含まれます。
6. ※の見舞金・祝金は横手商工会議所独自の制度です。なお、この見舞金・祝金は、制度運営費の一部によってまかなわれます。
7. この制度から脱退されても解約払戻金等はありません。

- 法人あるいは事業主が役員・従業員のために負担する掛金は、全額損金または必要経費に算入できます。
〔(法基通9-3-5)および(直審3-8)によります〕
- 1年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には、契約者配当金としてお返しいたします。

制度の取扱

☆ 効力発生日(加入日)

毎月7日の締切日までのお申込みについては翌月1日から効力が発生します。締切日を過ぎて月末までのお申込みについては翌々月1日から効力が発生します。

☆ 保険期間

保険期間は1年間(平成21年4月1日～平成22年3月31日)で、毎年自動的に更新します。

★ 加入資格および条件

- 横手商工会議所会員の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で、加入日現在年齢14歳6ヵ月を超え59歳6ヵ月までの方で加入(増額)することに同意した方とします。
ただし59歳6ヵ月までに加入された方は64歳6ヵ月までAコースのみ継続できます。
- 加入(増額)者は、いずれも加入申込日現在、正常に就業中の方とします。ただし、次に該当する方は加入(または増額)できません。
もし加入(または増額)されても保険金等(増額者については増額分)のお支払いができない場合がありますのでご承知ください。

- ①加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがある方。
- ②加入申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり、医師の治療・投薬を受けたことがある方。

(病気・けがの例示)

心臓病・高血圧症・脳卒中・精神病・てんかん・ぜんそく・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう・肝臓病・腎臓病
緑内障・がん・糖尿病・リウマチ・頭部外傷・その他

3. この制度に加入する場合は上記1. 2. に該当する方を全員加入させてください。

※当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

☆ 掛金のお払込み

市内各金融機関の口座より、翌月分の掛金が毎月21日に引き落とされますので手間はかかりません。(金融機関休業日の場合は翌営業日)

※初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。

※ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。(具体例：3月・4月に連続して2ヵ月の振替ができなかった場合、3月末日付で脱退となります。)

☆ 加入・脱退手続き

加入される場合または脱退される場合は毎月7日までに商工会議所にご連絡ください。

☆ 加入者証の発行

加入者に対しては「横手商工会議所生命共済制度加入者証」を発行します。

★ 保険金等の受取人・請求

保険金・給付金の受取人は、加入申込書の「保険金・給付金受取人指定」欄の中から被保険者(加入者)の同意を得て選択していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は所定の書類により、遺族の了知を得て請求手続きをおこなってください。また、高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けたとき、入院したときは、加入者の了知を得てご請求ください。

なお、次の場合には保険金等をお支払いできませんのでお申込みの際に特にご注意ください。

A.死亡保険金、高度障害保険金について	B.災害保険金、障害・入院給付金について
① 加入者が加入日から1年以内に自殺したとき	① 保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき
② 保険契約者・保険金受取人の故意によるとき	② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき (ただし、災害保険金についてののみ)
③ 加入者の故意により高度障害となったとき	③ 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
④ 戦争、その他の変乱によるとき	④ 地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき
⑤ 加入の際、保険契約者または加入者が故意または重大な過失により事実を告げなかったり、不実のことを告げたとき	

⑤1 増額された場合の増額部分については上記の「加入」を「増額」と読み替えてください。

⑤2 詐欺行為、保険金等の不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は無効となり、保険金等のお支払いはできません。

被保険者(加入者)の皆様へ

当制度は契約者…横手商工会議所、被保険者…商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…商工会議所の会員とした保険期間1年の福祉団体定期保険です。ご加入にあたっては、パンフレット記載の内容(特に★印事項)をご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書記載の金額です。パンフレットとあわせてご確認ください。